

居宅介護支援事業所 ちいきの介護相談室 重要事項説明書

〈令和 6年 4月 1日現在〉

1. 事業者の概要

法人名	一般社団法人 和顔の輪
代表者名	代表理事 河村 政徳
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市字若宮68番地4 (電話) 0568-67-6088 (FAX) 0568-67-5595

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所 ちいきの介護相談室
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市字若宮68番地4 (電話) 0568-67-6088 (FAX) 0568-67-5595
事業所番号	2373400742
管理者氏名	大橋 貴昭
事業内容	居宅介護支援事業

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後の人 数	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1	-	1	事業所の管理・運営
介護支援専門員	12	9	3	10.5	居宅介護支援

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	受付時間
月曜～金曜日	9:00 ～ 18:00	転送電話にて24時間連絡可能
備考	土、日曜、祝日も必要に応じて相談お受けいたします。	

4. サービス実施地域

犬山市、小牧市、扶桑町、大口町、江南市、春日井市、可児市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

5. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者さまの心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。利用者さまの心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立を行います。利用者さま、そのご家族さまは、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

6. 居宅サービスの提供方法・内容等

利用者の相談場所	利用者宅、介護事業者、医療機関等、当事業所内
サービス担当者会議の開催場所	利用者宅、介護事業者、医療機関等
使用する課題分析票の種類	当社規定による
介護支援専門員の居宅訪問頻度	原則月に1回以上
内 容	居宅サービス計画の作成 居宅サービス等の内容、利用料等の情報提供 居宅サービス事業所等関係機関との連絡調整 その他必要な援助

7. 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。※その他、交通費等をいただくことはございません。

居宅介護支援利用料

取扱要件		利用料（1カ月あたり）		法定代理受領分
(I)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	要介護1・2	10,860円	
(II)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	要介護1・2	5,440円	無料
(III)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60人以上の部分	要介護3・4・5	7,040円	
		要介護1・2	3,260円	
		要介護3・4・5	4,220円	

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

当事業所の取得加算	加算	加算の要件	加算額	法定代理受領分
○	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。	3,000円	
	特定事業所加算（I）	特定事業所加算IIIを算定します。	5,190円	
○	特定事業所加算（II）	(特定事業所加算とはサービスの質が高い事業所を評価するもので、専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応、中重度者への対応など事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している居宅介護支援事業所が算定することができるものです。)	4,210円	
	特定事業所加算（III）		3,230円	
	特定事業所加算（A）		1,140円	
○	入院時情報連携加算（I）	利用者が病院又は診療所に入院した当日に、必要な情報提供を行った場合（1月につき）	2,500円	
○	入院時情報連携加算（II）	利用者が病院又は診療所に入院してから三日以内に、必要な情報提供を行った場合（1月につき）	2,000円	
○	退院・退所加算（I）イ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）	4,500円	
○	退院・退所加算（I）ロ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）	6,000円	無料
○	退院・退所加算（II）イ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け場合（入院又は入所期間中1回を限度）	6,000円	
○	退院・退所加算（II）ロ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた（内1回はカンファレンスによる）場合	7,500円	
○	退院・退所加算（III）	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた（内1回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中1回を限度）	9,000円	
○	通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に對して当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円	
○	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。	2,000円	
○	ターミナルケアマネジメント加算	看取り期の利用者に対し、居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。	4,000円	

8. ケアマネジメントの公正中立性の確保

利用者の身体的状況、希望される生活ニーズに合わせ、複数の事業所の中から公正中立に選定提案を行います。

9. 秘密の保持

- (1) 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。契約終了後も同様です
- (2) 利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。

10. 損害賠償

利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 苦情相談窓口

①当事業所

居宅介護支援事業所 ちいきの介護相談室 ご利用者様、苦情・相談担当窓口
担当 : 大橋 貴昭
住所 犬山市字若宮68番地4
0568-67-6088

②その他

犬山市役所 健康福祉部高齢者支援課
平日時 9時～16時
住所：犬山市大字犬山東畠36
高齢者支援課 介護保険担当 0568-44-0326
高齢者支援課 高齢福祉、包括センター担当 0568-44-0325

愛知県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情調整係
平日午前9：00～午後5：00
住所 名古屋市東区泉一丁目6番5号
052-971-4165

12. 虐待防止のための措置

事業所は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重が達成されるように、管理者を虐待防止の責任者とし、担当職員への研修等の実施により虐待防止に努めます。
虐待または疑われる事案が発生した場合は、当該市町村の虐待通報対応チャートに沿い、行政機関と連携して、必要な措置を講じます。

13. 病院または診療所との連携

利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合、介護支援専門員はその後の適切な退院支援が行われるよう、医療機関との必要な情報連携を行う。利用者または家族においては、本人が医療機関への入院が必要になった場合には、医療機関側に「担当の介護支援専門員の氏名」及び「連絡先（事業所名と電話番号）」をお知らせください。

14. 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められる場合、居宅介護支援の基本報酬を算定いたします。

私は、居宅介護支援事業所 ちいきの介護相談室が行う、居宅介護支援事業を利用するに当たり、下記の個人情報を必要な範囲内で提供すること、及び下記の目的で使用することに同意します。

提供する第三者

介護保険サービス事業者、医療機関等、市役所等行政機関、
その他居宅介護支援を行うにあたり必要な機関等。

利用目的

円滑な介護サービスの利用、他事業者との連携、医療機関等からの指示・助言を求めるため、その他適切な介護サービスを行うため

提供する個人情報

- ・氏名、住所、生年月日、電話番号、家族構成、家族の情報、居住状況等
- ・介護保険情報、その他サービス利用状況等
- ・生活状況、身体状況等

上記、重要事項説明書と個人情報に関する同意書について説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

事業者 所在地 愛知県犬山市字若宮68番地4

名称 居宅介護支援事業所 ちいきの介護相談室

説明者氏名

利用者 住 所

氏 名

家族代表 住 所
(代理人)

氏 名